

令和元年 6 月 24 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 110 条の規定により 6 月 11 日に委員会を開催し慎重な審議を行った要旨について報告します。

記

第 32 号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 災害援護資金の制度については、国が被災者の生活再建への取り組みを支援するために設けた制度である。
2. 対象の災害については、災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害であるということ。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 33 号議案 古賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、減額賦課に係る保険料を定めるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今回の低所得者の介護保険料軽減強化については、10月以降の消費税引き上げに伴う措置のためである。
2. 本来10月からの保険料に対して減額を行うものであるが、介護保険の賦課については、年度単位のため、来年度以降の完全実施時の軽減幅の半分の水準に設定している。
3. 低所得者への生活に影響を抑える対策であるが、第2段階だけがかかなり大きな減額となっているのは、第1段階については、平成27年度から低所得者軽減の制度が始まっていたためである。
4. 減額措置の減収額は、2,055万円であり、その補填は基本的に地方消費税交付金を充てるとのこと。ただし、今年度は結果として地方交付税が充てられ、減収額は、来年度は倍になる見込み。
5. 改正時期については、国からの通知に利益遡及であるため6月議会に諮り4月1日からの適用は許容されるという明確な記載がある。市民に減額された額を示す時期を図り、この時期に取り組んだとのこと。

【意見】

(賛成意見)

- ・消費税増税により、所得の低い段階にとっての消費、生活面への影響を、できるだけ抑えようという趣旨であるということであり、このような改正は認めていきたい。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第39号議案 工事請負契約の締結について（平成30年度繰越ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業小中学校普通教室等空調設備整備工事）

平成30年度繰越ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業小中学校普通教室等空調設備整備工事を施工するため、一般競争入札により工事請負人を定めたので、その者と工事請負契約を締結するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 空調設備の耐用年数は、15年程度である。

2. 今後の電気代は、約 1.5 倍。11 校分で、1,700 万円増額の 5,000 万円程度になる見通し。
3. 稼働は、6 月中旬から夏休みを外した 9 月の中旬頃と、12 月から 2 月頃。日数は環境や条件によって異なる。
4. 作業は、技術者不足を考慮し、関連業務を近隣の学校現場で並行して行うローリング方式を予定しており、学校間において完成時期の大きな開きはない。
5. ローリング方式のもと、停電作業が必要な受変電設備の更新については冬休みにしか行えず、空調機器などの試験運転に 1 カ月、後に完了検査となるため、完成時期は 3 月初旬となる。その上で、可能な限り作業の前倒しに努め、早期に完成すれば、運転開始は臨機応変に対応する。
6. 市内業者の配慮については、本契約後具体的に協議していく。
7. 運用に関しては、職員室での集中管理、デマンド制御方式の採用にて、運用マニュアルを整備し、省エネ対策に取り組む。
8. 契約に関して、分割発注では現場対応が難しく、経費も割高となるため、一括発注とした。

【意見】

(賛成意見)

- ・適正な工事請負契約の締結であると認められる。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。